

職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）は、職業紹介事業・労働者派遣事業の業務の適切な運営の観点から、職業紹介責任者・派遣元責任者について一定の基準を設けている。
- 具体的には、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）第 24 条の 6 第 2 項第 1 号において、過去五年以内に講習として厚生労働省が定めるものを修了していること、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）第 29 条の 2 第 1 号において、過去三年以内に講習として厚生労働省が定めるものを修了していることをそれぞれ規定している。
また、職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の際においても、当該基準を満たすことが必要とされている。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症のまん延及び緊急事態宣言による外出自粛要請により講習の開催・講習への出席自体が困難になっており、この間に当該基準を満たすことが困難な状況となっている。
- このため、令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間に、当該基準を満たさなくなる者については、基準を満たさなくなる日の翌日から 3 ヶ月の期間は、引き続き当該基準を満たすものとみなすこととする。

2. 根拠法令

職業安定法第 32 条の 14 及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 36 条

3. 施行期日等

公布日 令和 2 年 5 月下旬（予定）

施行期日 公布の日

<参照条文>

◎ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（職業紹介責任者）

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

- 一 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関すること。
- 二 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること。
- 三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。
- 四 職業安定機関との連絡調整に関すること。

◎ 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）（抄）

（法第三十二条の十四に関する事項）

第二十四条の六 （略）

2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。
- 二 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

（派遣元責任者）

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

- 一 第三十二条、第三十四条、第三十五条及び次条に定める事項に関すること。
- 二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者等の個人情報の管理に関すること。
- 五 当該派遣労働者についての教育訓練の実施及び職業生活の設計に関する相談の機会の確保に関すること。
- 六 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。
- 七 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）

（法第三十六条の厚生労働省令で定める基準）

第二十九条の二 法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること。
- 二 精神の機能の障害により派遣元責任者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。